

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見(素案)

①

(環境省3次意見修文案)

本事業者は、現時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及びB指標）の目指すべき水準を下回っている状況であり、目標達成に向けた具体的な方策や行程は必ずしも明確にしていないものの、保有する火力発電設備のうち液化天然ガス火力発電設備の割合が高いことに加え、今後、老朽設備のリプレース等による発電効率の向上、維持等により、現時点では2030年度までにいずれの目標も達成できる見通しを示している。

(経産省三次修文案)

本事業者は、現時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及びB指標）の目指すべき水準の達成状況が不明であり、目標達成に向けた具体的な方策や行程を必ずしも・・・。

(環境省4次意見修文案)

本事業者は、2014年度時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及びB指標）の目指すべき水準を下回っていることを示しており、・・・

(環境省4次意見)

打合せを踏まえ、誤解のないよう「2014年度時点において・・・示されており」とする。ただし、2014年度の状況は、QAにおいて貴省から示されており、これは西条火力発電所と状況が異なる。QAにより事実関係を確認し、事業の特性に応じた適正な環境大臣意見を述べることは、環境影響評価法に基づく審査の基本であり、これを否定されることは承服できない。西条火力発電所についても、QAにより把握された事実関係に基づき意見を作成したものである。よって、本事業に関しては、QAにより把握された事実関係に基づき、2014年度時点における状況を記載する。

なお、打合せにおける貴省が最新の状況を記載すべきとの意見を踏まえ、「現時点の達成状況が不明」である旨併記する用意はある。

(経産省4次意見)

→お電話で話した通り、明朝、事業者に確認の上、ご連絡致します。

(環境省5次意見)

貴省の回答を踏まえ検討します。

(経産省5次修文案)

本事業者は、現時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及びB指標）の目指すべき水準の達成状況が不明であり、目標達成に向けた具体的な方策や行程を必ずしも・・・。

(経産省5次意見)

Q Aでのやり取りは不開示を基本とし、かつ貴省の試算もQ 9 3の2次回答で事業者から示されているように必ずしも本来のベンチマーク指標計算と一致しないことから、貴省4次意見である「2014年度時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及びB指標）の目指すべき水準を下回っている」記載ぶりは、以下の観点から不適切。

- ①情報公開法上担保されている事業者の権利を阻害する
- ②公表情報から一般的に誰でも導ける情報ではなく、貴省の計算方法も不適切であることから、「試算上こうした結果が導かれる」等と記載することは、政府文書としての妥当性が問題になる
- ③打ち合わせの場でも述べたように、そもそも2014年度の数値は改正省エネ法施行前の数字であり、今般審査内容に何ら関係がなく、反対に、事業者にネガティブな印象を持たせ得る結果を公表することで事業者の権利を阻害するとも言える

なお、①の副次的影響として今後、Q Aで事業者から提出される情報が極めて少なくなる懸念もあると考えられる点を申し添える。

#### (環境省6次意見) (経産省6次意見)

繰り返しであるが、Q Aにより事実関係を確認し、事業の特性に応じた適正な環境大臣意見を述べることは、環境影響評価法に基づく審査の基本であり、これを否定されることは承服できない。

また、貴見③については、打合せで述べたとおり、本事業の事業特性を把握するため、Q Aにおいて可能な限り最新の状況を聴取し、得られた事実関係が現況及び将来を類推するに合理的と判断されれば、得られた事実関係を基に審査を行うことは適切である。

さらに、貴見については以下の点が不明確であり、今後適正な審査を行うためにも早急に明らかにしていただく必要がある。

- ①「情報公開法上担保されている事業者の権利を阻害する」とのことだが、具体的にどのような権利が阻害され、それが情報公開法上どのような解釈により非公開の対象となるものか  
→経産省5次意見③のとおりであり、事業者の権利を害するおそれがある情報は不開示となることは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号イに明記されている。
- ②「貴省の計算方法も不適切である」とのことだが、当省の計算方法において具体的にどのような点が不適切なのか  
→FAQのQ 9 3の2次回答に記載してあるとおりであり、事業者によれば、貴省で使用された電源種別発電比率（他社受電分を含む）等より東電FPのLNG火力比率は高い点などが指摘されているところ。

以上の2点について、速やかに明らかにすることを条件に、本事業の状況に鑑み、西条火力発電所の環境大臣意見の調整結果と合わせ、以下の修文案案とする。

#### (環境省6意見修文案案)

現時点において、本事業者の省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及びB指標）の目指すべき水準の達成状況は不明であるが、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会火力発電に係る判断基準ワーキンググループ最終取りまとめ（平成28年3月29日経済産業省）にあるとおり、来年度以降、ベンチマーク指

標に関する情報を自主的に公表することが期待される。

②

(環境省3次意見)

BATの参考表は、局長級取りまとめにおいて、原則として毎年度見直すこととしているにも関わらず、平成26年4月以降見直しが行われていないため、行政の怠慢が指摘されてもやむを得ない状況である。本事業や武豊火力発電所リプレース計画配慮書等において、BATの参考表（B）を上回る高効率な発電設備が既に環境アセスメント手続に入っており、これらを踏まえ早急にBATの参考表を見直す必要がある。

また、本事業と同様に、BATの参考表の見直しの遅滞により準備書段階の審査に支障をきたす事業として、武豊火力発電所リプレース事業がある。当該事業が本年3月に方法書大臣大臣勧告が通知されており、リプレースにおける一般のスケジュールを踏まえれば、パブコメを経て本年9月にはBATの参考表の更新を終える必要がある。

以上を踏まえ、貴省において、BATの参考表の見直しが滞ることが、案件の審査に支障をきたすことを共通認識とし、7月上旬にBATの参考表の見直しに関する議論の場を設け、本年9月を目途にBATの参考表の更新を行うと解してよいか、貴見を伺いたい。回答内容に応じ、修正案を了承する用意がある。

(経産省三次意見)

ご指摘を踏まえ、まずは、見直しに関する議論の場を設けるよう取り組んでまいります。

(環境省4次意見)

打合せを踏まえ、再度回答いただきたい。

(経産省4次意見)

ご指摘を踏まえ、まずは、7月中目途に見直しに関する議論の場を設けるよう取り組んでまいります。

(環境省5次意見)

貴見のうち「ご指摘を踏まえ」とは、本年9月にはBATの参考表の更新を終える必要性を認識し、その時期を目指して見直しを議論すると解してよいか、貴見を伺いたい。

(経産省5次意見)

ご指摘の必要性に鑑み、その時期を目指して見直しを議論できるよう善処してまいります。

(環境省6次意見)

貴見について了承する。

③

(経産省三次修文案)

本事業者は自主的枠組みに参加しており、本事業で発電した電力は、自社以外の自主的枠組みに参加する小売電気事業者に販売することとされているが、現時点では供給先は未定であるため、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給することを明らかにする必要がある。

(環境省4次意見)

各論において同旨の内容を記載することを条件に、貴修正案を了承する。

→貴省の提案を了解する。

④

(環境省3次意見修文案)

長期計画停止中の現時点と比べ、本事業で新設する発電設備の稼動に伴い環境影響が再び増加することを踏まえ、今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言も受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(打合せ案)

公害防止協定で規定している既設設備の稼働に伴う環境負荷よりも、本発電設備の稼働に伴う環境負荷の方が減少するものの、長期計画停止中の現時点を踏まえと比べ、本事業で新設する発電設備の稼動に伴い環境影響が再び増加することを踏まえ、今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言も受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(環境省4次意見修文案)

本事業において新設する発電設備の稼働に伴う環境影響は、公害防止協定等で規定している既設発電設備の稼働に伴う環境影響より減少するものの、既設発電設備が長期計画停止中である現時点の環境影響よりも増加することとなることを踏まえ、今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言も受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

→貴省の修正案を了解する。

⑤

(環境省3次意見修文案)

原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給し、供給先の具体化に向けた対応等を準備書に記載するとともに、自主的枠組みに参加する事業者として自主的枠組み全体の目標達成に取り組むを通じて、

(経産省三次修文案)

原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給するとともに、自主的枠組みに参加する事業者として自主的枠組み全体の目標達成に取り組むを通じて、

(環境省4次修文案)

原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給し、その旨を現時点で供給先が未定であることを踏まえ準備書において明確にするとともに、自主的枠組みに参加する事業者として自主的枠組み全体の目標達成に取り組むことを通じて、

(環境省4次意見)

貴見を踏まえ「供給先の具体化に向けた対応等」との表現を削除することを了承するが、前文において調整済みの「自主的枠組みの参加事業者に電力を供給することを明らかにする必要がある」との趣旨を記載する必要があるため、その点を記載する。

(経産省5次修文案&意見)

→『現時点で供給先が未定であることを踏まえ、原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給することを準備書において明確にするとともに、・・・。』

※わかりやすくするために、文言を入れ替えただけです。

(環境省5次修文案)

現時点で供給先が未定であることを踏まえ、原則、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、  
その旨を準備書において明確にするとともに、・・・

(環境省5次意見) (経産省6次意見)

4次意見の文意は「供給すること」と「明確にすること」の2点であるため、それを明らかにするため修正。

→貴省修正案にて了解。

また、これまでの案件の調整に基づけば、以下の文章のうち「原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給し」の部分が、環境大臣意見と経済産業大臣意見でそれ違い、「現時点で供給先が未定であることを踏まえ」「その旨を準備書において明確にする」は勘案されると解してよいか、貴見を伺いたい。

→ご指摘の理解で良い。

なお、「自主的枠組みに参加する事業者として自主的枠組み全体の目標達成に取り組むことを通じて、」は、西条火力発電所と異なり、本事業者は火力発電のみを有する発電事業者として自主的枠組みに参加する者であるため、経済産業大臣意見に勘案されるべきと考える。

→ご指摘の理解で良い。「原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給し」の部分は引き続きそれ違う。

③ 環境負荷の大きい石炭火力発電による電力の供給者として、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の遵守が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率(販売電力ベースで99%超)の維持・向上が図られることを前提として、現時点で供給先が未定であることを踏まえ、原則、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、その旨を準備書において明確にするとともに、自主的枠組みに参加する事業者として自主的枠組み全体の目標達成に取り組むことを通じて、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。